

平成28年8月3日
福島県放射線監視室

福島第一原子力発電所における地下水バイパス水の
海域への排出に伴う海水モニタリングの結果について

県では、福島第一原子力発電所における地下水バイパス水の海域への排出に際し、環境への影響を確認するため、南放水口付近（T-2）の海域において、海水モニタリングを実施しました。

（今回公表する項目）

海水中の全ベータ放射能、放射性セシウム、トリチウム
平成28年7月5日排水時採取分 1検体

（調査結果の概要）

採取した海水の1リットル当たりの濃度は、全ベータ放射能が0.05ベクレル、放射性セシウムが0.098ベクレル、トリチウムが1.9ベクレルでした。

排出時刻10時08分～16時25分、排出量1,560m³

採取日時	全β放射能	放射性セシウム			トリチウム
		Cs-134	Cs-137	合計	
7月5日 10:50	0.05	不検出	0.098	0.098	1.9

(参考)	全β放射能	放射性セシウム			トリチウム
		Cs-134	Cs-137	合計	
初回排水から前回調査までの測定値※ (H26.5.21～H28.6.7)	0.03 ～0.22	不検出 ～0.54	0.071 ～1.6	0.071 ～2.14	不検出 ～3.5
H25～26年度 海域モニタリングの値 (南放水口付近、陸側 又は船舶から採取)	0.02 ～0.64	不検出 ～0.80	不検出 ～1.8	不検出 ～2.6	不検出 ～2.4
告示濃度限度	—	60	90	—	60,000

(単位：ベクレル/リットル)

※平成26年9月13日排水時まで排水毎に調査実施。但し、平成26年7月21日及び8月5日の排水時の海水試料は採取できず。平成26年9月13日以降は毎月1回のモニタリングに変更しています。

福島第一原子力発電所における地下水バイパス水の排出に伴う海水モニタリングの結果

※ 今回の公表分は黄色網掛け部分です。

平成28年8月3日 福島県放射線監視室

試料名	地点名	採取年月日	福島県による測定結果 (Bq/l)			
			全β放射能	Cs-134	Cs-137	トリチウム
海水	南放水口付近 (T-2) (地下水排出中)	H28. 7. 5	0.05	ND (0.067)	0.098	1.9
		H28. 6. 7	0.10	ND (0.052)	0.18	0.99
		H28. 5. 10	0.07	ND (0.064)	0.071	ND (0.34)
		H28. 4. 5	0.05	ND (0.056)	0.099	ND (0.34)
		平成27年度	0.03~0.13	ND~0.11	0.080~0.40	ND~0.86
		平成26年度	0.04~0.22	ND~0.54	0.12~1.6	ND~3.5

※前回の公表資料まで参考としていた東京電力ホールディングス(株)の測定結果については、測定条件等が異なるため掲載を取りやめました。

なお、東京電力ホールディングス(株)の測定結果については次のホームページで確認できます。

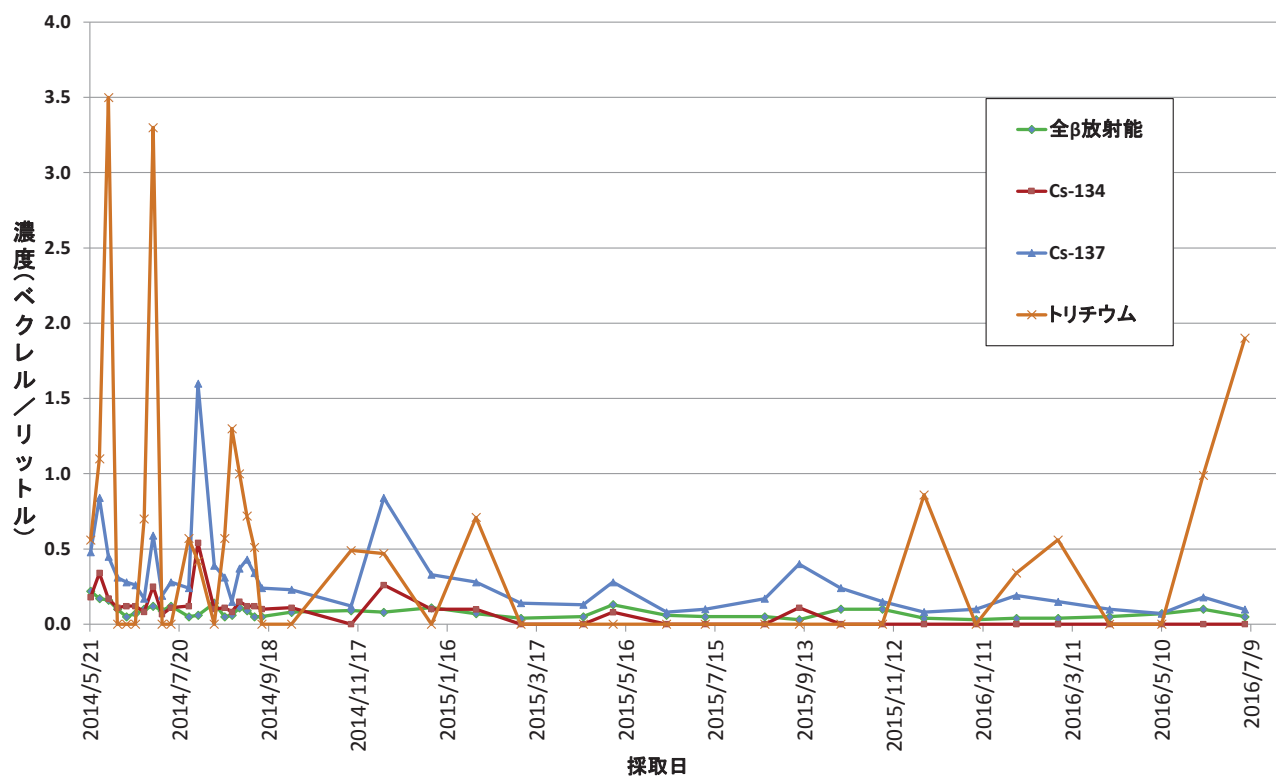
<http://www.tepco.co.jp/decommission/planaction/monitoring/index-j.html>

平成26年5月21日(初回排水日)以前のモニタリング結果

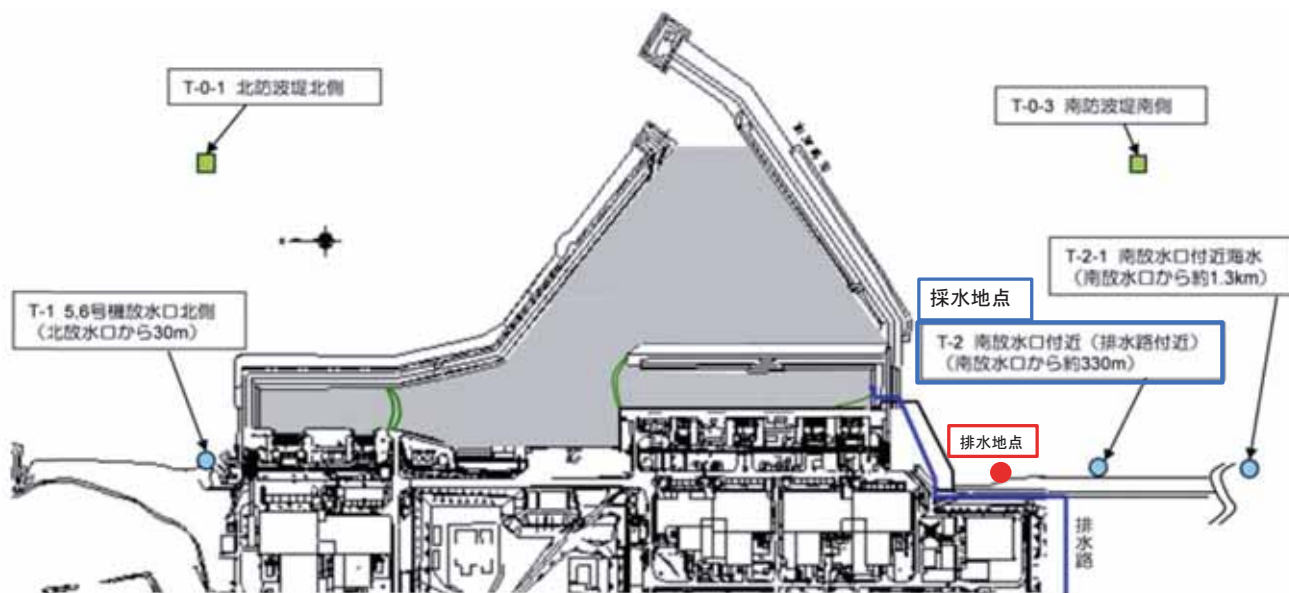
試料名	地点名	採取年月日	福島県による測定結果 (Bq/l)			
			全β放射能	Cs-134	Cs-137	トリチウム
(参考) 県が平成25~26年度に実施した海域モニタリングにおける測定値の範囲	南放水口付近 (T-2) (陸側から採取)	H25. 10. 3、H25. 10. 17 H25. 10. 21、H27. 2. 25	0.16~0.48	0.082~0.80	0.33~1.8	ND~0.69
	南放水口付近 (T-2-1) (陸側から採取)	H25. 6. 27 H27. 2. 25	0.07	0.31~0.36	0.59~1.2	0.32~0.91
	南放水口付近 (F-P01) (船舶から採取)	H25. 7. 31~H27. 3. 3	0.02~0.64	ND~0.35	ND~0.71	ND~2.4
(参考) 県が測定した原発事故前の値	発電所周辺海域	平成13~22年度	ND~0.05	ND	ND~0.003	ND~2.9

(注) 1 「ND」: 検出限界未満 () 内: 検出下限値

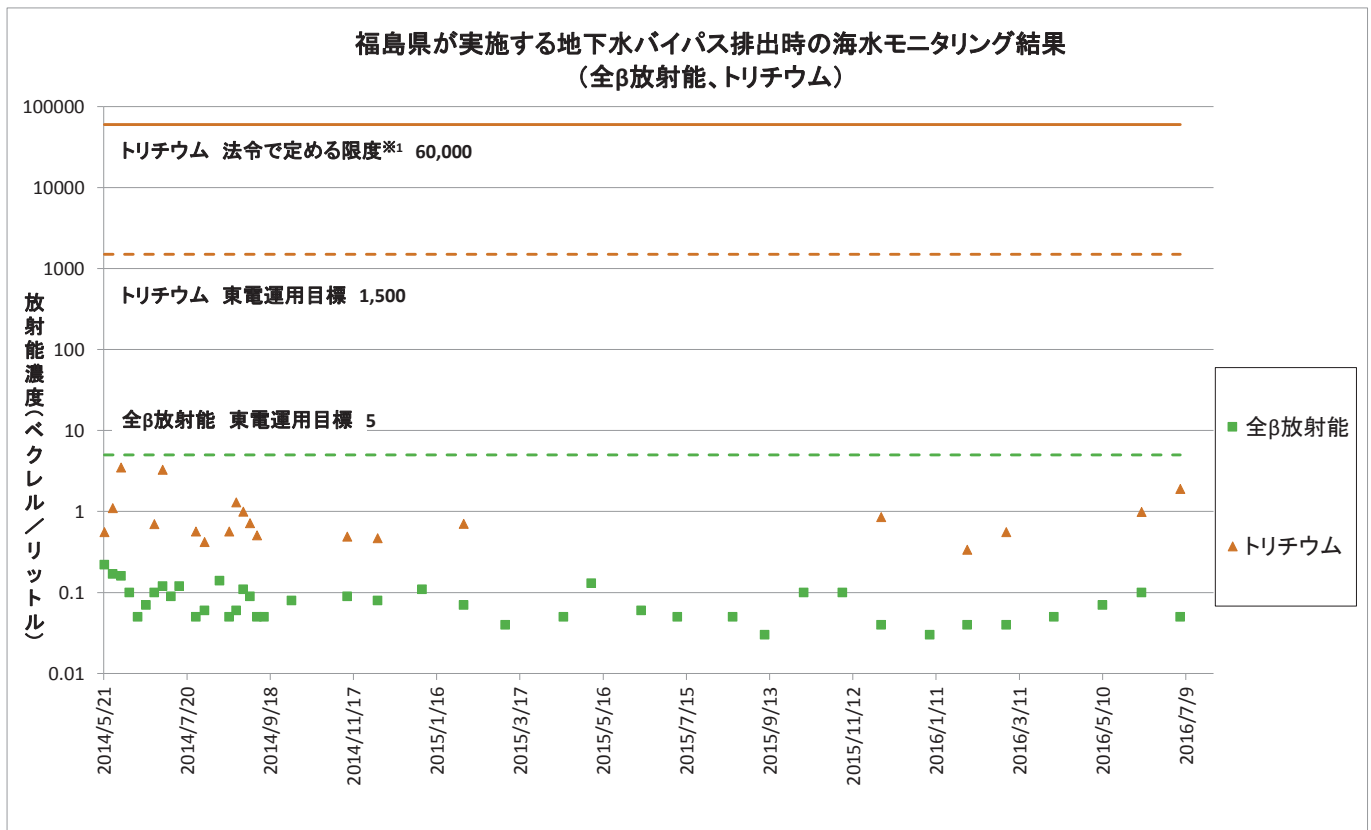
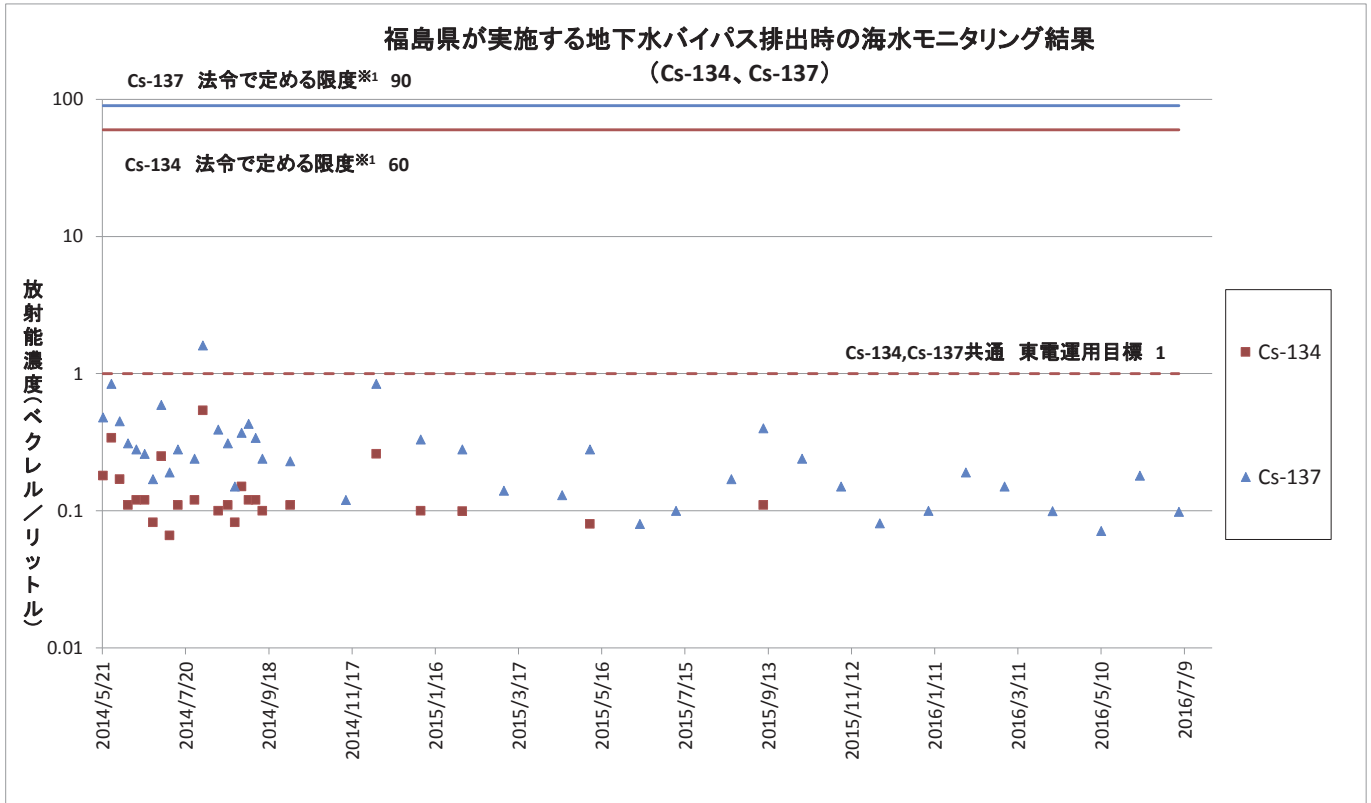
福島県が実施する地下水バイパス排出時の海水モニタリング結果(T-2地点)



採水地点及び排水地点 (東京電力資料より)



測定値と法令で定める限度及び東電運用目標との比較



※ 不検出の場合はプロットなし。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める排水の告示濃度限度